〇農林水産省告示第六号

平成十二年五月十七日農林水産省告示第七百十三 七十三号)別表二の付表第三十六の規定に基づき、 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第

「及び」に改める。
、大中「各生果実」を「生果実のこん包」に、のと」に改める。